



沢辺税理士事務所通信

令和 4 年 5 月 1 日号
NO.099

税務調査報告 2021

税務署の事務年度は 7/1～6/30 という締めなので、新しい事務年度が始まって少し経過した秋口から冬にかけてが一番税務調査の多い時期になります。弊社では令和 3 年秋～冬で 4 件（全て法人）の税務調査がありました。

今回もそうでしたが、税務調査は終結までの期間が長期化する傾向にあります。税務署内の事務手続きが煩雑になっている、税務署がそもそも人手不足気味、などの税務署内部要因が主な理由だと思われます。人手不足かつ（公務員にしては）離職率が比較的高いためか、**税務署内は 50 代のベテランと 20 代の入って日が浅い調査官が多く、中間層 30 代 40 代が少ない傾向**があるようです。複数の調査官にも直接聞いたので間違いのないと思います。

最初に 20 代の調査官が来て中盤以降の踏み込んだ折衝には調査官が対応しきれず、**結局途中から統括官（一般企業の課長クラス）との折衝になっていく、という二度手間感**が税務調査を長引かせる原因になりました。今回の 4 件は 1 件が是認申告（修正なし）でしたが、あとの 3 件がこの長期化パターンでした。

令和 2 年はコロナの影響で税務調査自体があまりありませんでしたが、令和 3 年からは概ね通常通り行われた感じで、**実地調査以外にも書面での接触が増えました**。「もう一度申告内容を確認していただき、例えば交際費の中に私的な経費が含まれているようでしたら自主的に修正申告してください」などの内容の書面が届きます。思い当たることがなければ、もちろん「該当なし」と回答するだけなのですが。

それ以外の新傾向として、**調査官はパソコンの中を今まで以上にかなり見たりします**。「見積書や売上請求書の作成状況を確認したいので、保存しているフォルダを開くところから見せてほしい」「請求書を保存しているフォルダを開いた状態でのモニター画面のスクショを印刷してほしい」「データで持ち帰らせてほしい」などです。データ自体は現状では「保存義務のある帳簿書類」そのものではないので持ち帰りの拒否はできますが、きっと修正履歴などの紙にはない証拠データがほしいのだと思います。**電子帳簿保存の一部義務化もこのあたりをにらんでのこと**と思われる。

あと最近少し気になる点として、「領収書や請求書などが揃っていれば大丈夫」と少し安易に思われている方が多い気がします。**調査官は基本的には目の前の書類や会話だけで全て信用することはなく、特に怪しい内容に対しては反面調査（＝取引の相手方に行き調べる）をガンガン行います**。相手先が県外だろうが出張しますし、無予告で取引先に朝一から張り込むこともあります。質問検査権という強力な国家権利を調査官は持っていますので、この反面調査を止める術は納税者にも税理士にも基本ありません。